

[異常時通報連絡の公表文（様式 1 - 1）]

伊方 3 号機 使用済燃料ピット監視カメラの異常について

R 4 . 3 . 18

原子力安全対策推進監  
電話番号 089-912-2352

[異常の区分]

国への法律に基づく報告対象事象		有 ・ <b>無</b> [評価レベル - ]
県の公表区分		A ・ <b>B</b> ・ C ・ PP
外部への放射能の放出・漏えい		有 ・ <b>無</b> [漏えい量 - ]
異常の概要	発生日時	令和 4 年 3 月 1 8 日 1 1 時 2 2 分
	発生場所	1 号 ・ 2 号 ・ <b>3 号</b> ・ 共用設備
		管理区域内 ・ <b>管理区域外</b>
種 類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>設備の故障、異常</b></li> <li>・ 地震、人身事故、その他</li> <li>・ 核物質防護</li> </ul>	

[異常の内容]

3 月 18 日(金)11 時 46 分、四国電力(株)から、伊方発電所の異常に係る通報連絡がありました。その概要は、次のとおりです。

- 1 伊方発電所 3 号機は通常運転中のところ、3 号使用済燃料ピット監視カメラの定期点検を実施中に、当該カメラが正常に動作しないことを保修員が確認した。
- 2 上記をもって、3 月 18 日(金)11 時 22 分、保安規定に定める運転上の制限から逸脱した。
- 3 今後詳細を調査する。
- 4 なお、3 号機の使用済燃料ピットの水位、温度の監視状態に問題はない。
- 5 本事象による環境への放射能の影響はない。

[復旧状況等]

3 月 18 日(金)15 時 42 分、四国電力(株)から、復旧状況等について、次のとおり連絡がありました。

- 1 その後、現場を確認したところ、使用済燃料ピット監視カメラシステム制御盤のサーバが故障したことから、監視カメラの画像が表示モニタに表示できなくなったものと推定した。
- 2 そのため、当該サーバを予備品に交換後、監視カメラの画像表示状態に問題がなく、設備に異常がないことを確認した。このことから、3 月 18 日(金)14 時 57 分に運転上の制限の逸脱から復帰し、通常状態に復旧した。
- 3 今後、引き続き原因を詳細調査する。

県では、原子力センターの職員を伊方発電所に派遣し、復旧状況等を確認しています。

(伊方発電所及び周辺の状況)

[事象発生時の状況]

原子炉の運転状況	1 号機	廃止措置中
	2 号機	廃止措置中
	3 号機	<b>運転中</b> ・ 停止中
発電所の排気筒・放水口モニタ値の状況		<b>通常値</b> ・ 異常値
周辺環境放射線の状況		<b>通常値</b> ・ 異常値

(参考)

## 1 国への法律に基づく報告対象事象

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき、国（原子力規制委員会原子力規制庁等）に対し、一定レベル以上の事故・故障等を報告することが義務付けられている。

国への法律に基づく報告対象事象に該当すれば、国際原子力機関が定めた評価尺度に基づき、7から評価対象外までの9段階の評価レベルが示されるので、異常の程度を判断する目安となる。評価対象外以下のものについては、安全に関係しない事象とされている。

## 2 県の公表区分

区分	内 容
A	○安全協定書第11条第2項第1号から第10号までに掲げる事象 （放射性物質の放出、原子炉の停止、出力抑制を伴う事故・故障、国への報告対象事象 等） ○社会的影響が大きくなるおそれがあると認められる事象 （大きな地震の発生、救急車の出動要請、異常な音の発生 等） ○その他特に重要と認められる事象
B	○管理区域内の設備の異常 ○発電所の運転・管理に関する重要な計器の機能低下、指示値の有意な変化 ○原子炉施設保安規定の運転上の制限が一時的に満足されないとき ○その他重要と認められる事象
C	○区分A，B以外の事項
PP	○核物質防護に影響がある事象

## 3 管理区域内・管理区域外

その場所に立ち入る人の被ばく管理等を適切に実施するため、一定レベル（3月間に1.3ミリシーベルト）を超える被ばくの可能性がある区域を法律で管理区域として定めている。原子炉格納容器内や核燃料、使用済燃料の貯蔵場所、放射性物質を含む一次冷却水の流れている系統の範囲、液体、気体、固体状の放射性廃棄物を貯蔵、処理廃棄する場所等が管理区域に該当する。

異常発生場所が管理区域の内か外かによって、異常の程度を判断する目安となる。

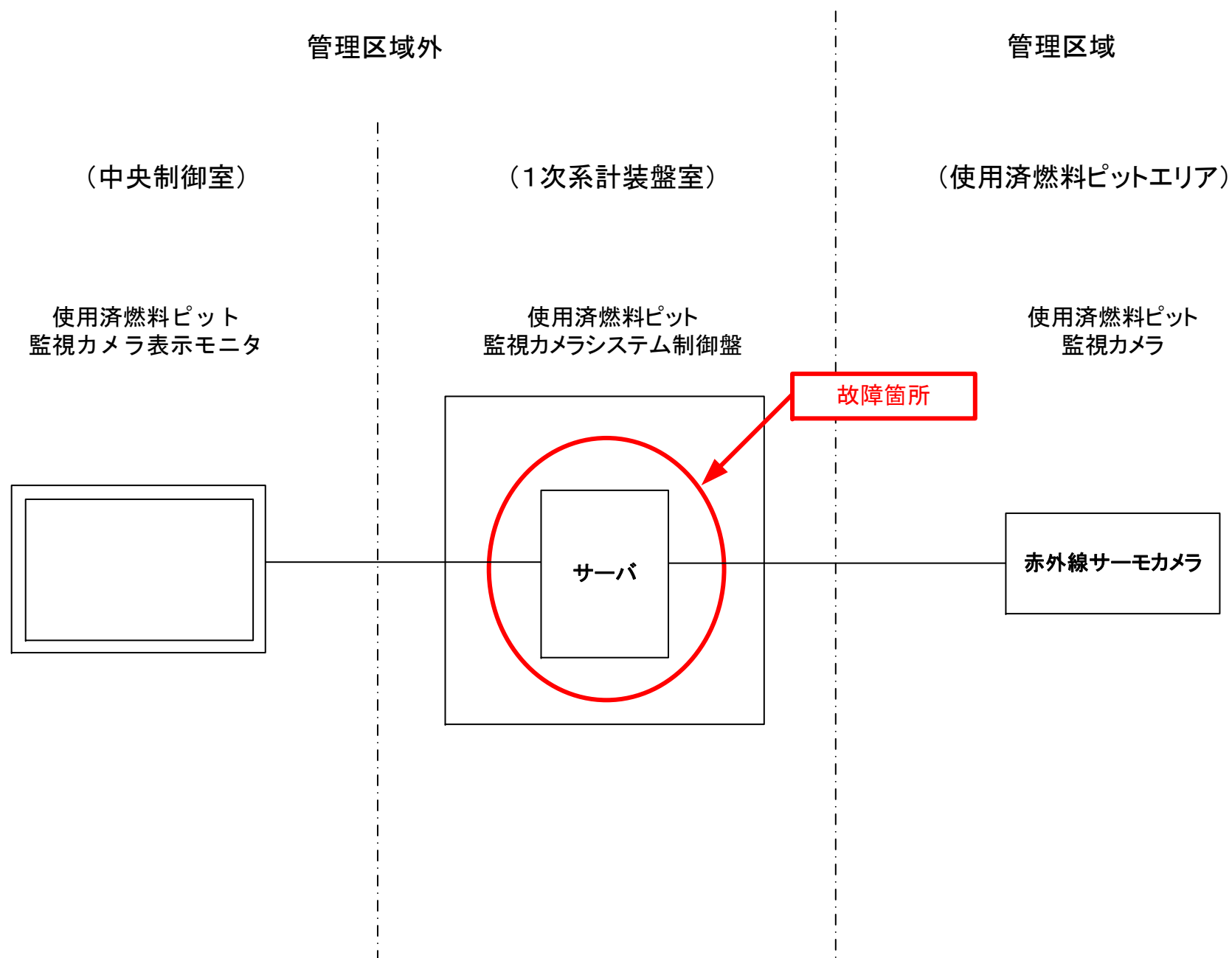
## 伊 方 発 電 所 情 報 (お知らせ)

発信年月日		令和 4年 3月18日 ( 金 )      11時 46分		
発信者		伊方発電所      池田		
当 該 機	号機 <small>(定格出力)</small>	1号機	2号機	3号機 (890MW)
	発生時 状況	廃止措置中	廃止措置中	1. 出力 923 MWにて ( <del>通常運転</del> ・調整運転・出力上昇・出力降下) 中 2. <del>第一回</del> 定期事業者検査中
発 生 状 況 概 要		設備トラブル    ・    人身事故    ・    地震    ・    核物質防護    ・    その他		
		<p>1. 発生日時： 3月18日 11時 22分</p> <p>2. 場 所： 伊方発電所3号機 原子炉補助建屋2階 (管理区域外)</p> <p>3. 状 況：</p> <p style="margin-left: 20px;">伊方発電所3号機は通常運転中のところ、3号使用済燃料ピット監視カメラの定期点検を実施中に、当該カメラが正常に動作しないことを保修員が確認しました。</p> <p style="margin-left: 20px;">上記をもって、本日11時22分、保安規定に定める運転上の制限から逸脱しました。</p> <p style="margin-left: 20px;">今後詳細を調査します。</p> <p style="margin-left: 20px;">なお、3号機の使用済燃料ピットの水位、温度の監視状態に問題はありません。</p> <p style="margin-left: 20px;">本事象による環境への放射能の影響はありません。</p>		
運転状況		1号機：廃止措置中 2号機：廃止措置中 3号機：( <del>通常運転</del> ・調整運転・出力上昇・出力降下・定検停止) 中		
備 考				

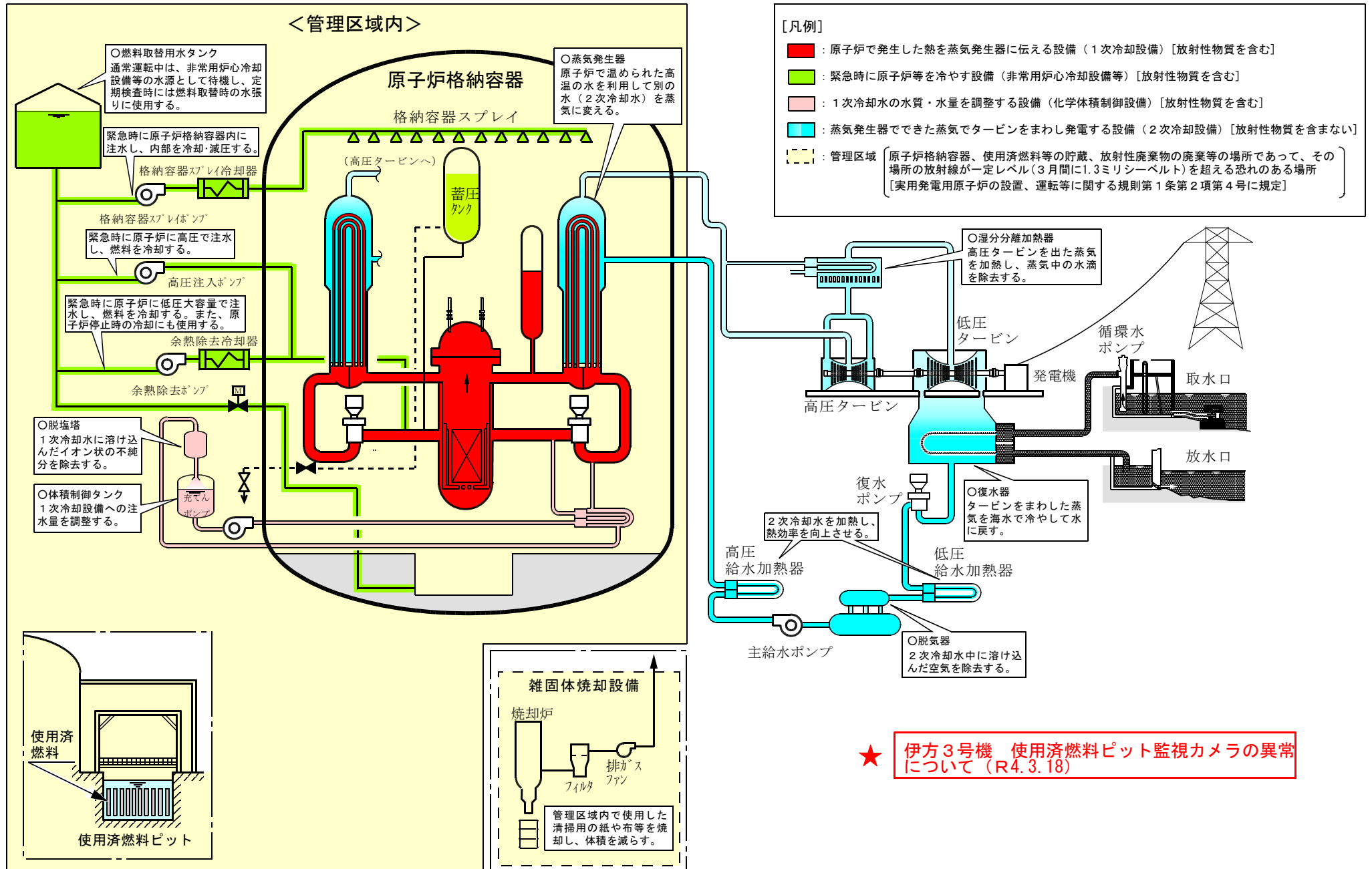
## 伊 方 発 電 所 情 報 (お知らせ、第2報)

発信年月日		令和 4年 3月18日 ( 金 ) 15時42分		
発信者		伊方発電所 池田		
当 該 機	号機 (定格出力)	1号機	2号機	3号機 (890MW)
	発生時 状況	廃止措置中	廃止措置中	1. 出力 923 MWにて ( <del>通常運転</del> ・調整運転・出力上昇・出力降下) 中 2. <del>第一回</del> 定期事業者検査中
発 生 状 況 概 要		設備トラブル ・ 人身事故 ・ 地震 ・ 核物質防護 ・ その他		
		<p>1. 発生日時： 3月18日 11時 22分</p> <p>2. 場 所： 伊方発電所3号機 原子炉補助建屋2階 (管理区域外)</p> <p>3. 状 況：</p> <p style="margin-left: 20px;">伊方発電所3号機は通常運転中のところ、3号使用済燃料ピット監視カメラの定期点検を実施中に、当該カメラが正常に動作しないことを保修員が確認しました。</p> <p style="margin-left: 20px;">上記をもって、本日11時22分、保安規定に定める運転上の制限から逸脱しました。</p> <p style="margin-left: 20px;">今後詳細を調査します。</p> <p style="margin-left: 20px;">なお、3号機の使用済燃料ピットの水位、温度の監視状態に問題はありません。</p> <p style="margin-left: 20px;">本事象による環境への放射能の影響はありません。</p> <p style="text-align: right; margin-right: 20px;">【第1報にてお知らせ済み】</p> <p style="margin-left: 20px;">現地を確認したところ、使用済燃料ピット監視カメラシステム制御盤のサーバが故障したことから、監視カメラの画像が表示モニタに表示できなくなったものと推定しました。</p> <p style="margin-left: 20px;">そのため、当該サーバを予備品に交換後、監視カメラの画像表示状態に問題がなく、設備に異常がないことを確認しました。このことから、14時57分に運転上の制限の逸脱から復帰し、通常状態に復旧しました。</p> <p style="margin-left: 20px;">今後、引き続き原因を詳細調査します。</p>		
運転状況		1号機：廃止措置中 2号機：廃止措置中 3号機：( <span style="border: 1px solid black;">通常運転</span> ・調整運転・出力上昇・出力降下・定検停止) 中		
備 考				

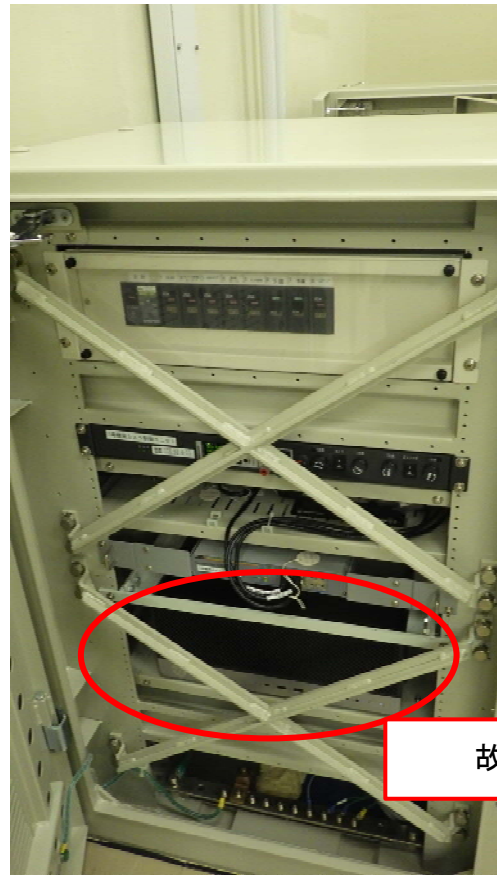
# 伊方発電所第3号機 使用済燃料ピット監視カメラシステム 概略系統図



# 伊方発電所 基本系統図



伊方発電所3号機 使用済燃料ピット監視カメラシステム 現地状況写真



故障箇所

監視カメラ制御システム制御盤(左:扉開放前、右:扉開放後)



監視画面の状況(事象発生時)

## 用語解説

### ○伊方発電所原子炉施設保安規定

原子力発電所が運転中および停止中に事業者が実施すべき事項や、従業員等への保安教育の実施方針など原子力発電所の保安のために必要な事項が定められているもの。

### ○運転上の制限

保安規定において、多重の安全機能を確保するため、動作可能な機器の必要台数を定めているもの。一時的にこれを満足しない状態が発生すると、事業者は運転上の制限からの逸脱を判断し、速やかに修理等の措置を行うことが求められる。

### ○使用済燃料ピット監視カメラ

重大事故等時に赤外線サーモカメラ（監視カメラ）にて使用済燃料ピットの温度を監視するもの。

### ○赤外線サーモカメラ

対象物から出ている赤外線放射エネルギーを検出・可視化するカメラ。

### ○使用済燃料ピット監視カメラシステム制御盤

使用済燃料ピット監視カメラからの信号をサーバに取り込み、中央制御室の使用済燃料ピット監視カメラ表示モニタへ画像表示を伝送する装置。

### ○サーバ

ネットワーク上で他のコンピュータ等へ情報やサービスを提供するコンピュータ。今回の当該サーバは、上記システムの中核機器。

### ○使用済燃料ピット監視カメラ表示モニタ

中央制御室において使用済燃料ピット監視カメラの映像を表示するモニタ。



# 周辺環境放射線調査結果 (県環境放射線テレメータ装置により確認)

令和4年03月18日 (金)

(単位：ナノグレイ/時)

測定局	時刻	測定値 (シンチレーション検出器)					平常の変動幅の最大値	
		11:00	11:10	11:20	11:30	11:40	降雨時	降雨時以外
愛媛県	モニタリングステーション (九町越)	31	30	31	31	32	46	19
	モニタリングポスト伊方越	34	34	35	35	36	54	20
	モニタリングポスト湊浦	30	30	30	30	30	46	25
	モニタリングポスト川永田	33	32	32	32	32	53	26
	モニタリングポスト九町	41	41	41	41	41	55	35
	モニタリングポスト大成	30	29	30	31	33	41	16
	モニタリングポスト豊之浦	33	33	33	33	33	53	26
	モニタリングポスト加周	39	38	39	39	40	61	28
四国電力(株)	モニタリングステーション	26	26	26	26	27	42	18
	モニタリングポストNo. 1	32	32	33	33	34	45	19
	モニタリングポストNo. 2	28	27	28	28	29	44	16
	モニタリングポストNo. 3	27	26	27	28	29	42	15
	モニタリングポストNo. 4	32	31	32	32	33	45	17

(注) 伊方発電所付近に設置しているモニタリングポスト等について記載

○ 降雨の状況：(有)・無

○ 伊方発電所の排気筒モニタ等にも異常なかった。

## (参考)

- 環境放射線の測定値は、降雨等の気象要因や自然条件の変化等により変動するので、原子力規制庁の「平常時モニタリングについて (原子力災害対策指針補足参考資料)」に基づき、測定値を「平常の変動幅」と比較して評価しています。  
「平常の変動幅」は、過去2年間 (令和元年度、令和2年度) の測定値を統計処理した幅 (平均値±標準偏差の3倍) としており、一般に、測定値が「平常の変動幅」の最大値以下であれば、問題のない測定値と判断されます。
- 環境放射線は線量(グレイ)で表されますが、一般的に、これに0.8を乗じて、人の被ばくの程度を表す線量(シーベルト)に換算しています。  
例えば、線量率約20ナノグレイ/時の地点では、1年間に約0.14ミリシーベルト (ミリはナノの100万倍を表す) の自然放射線を受けることとなりますが、これは、胃のX線検診を1回受けた場合の4分の1程度の量です。

(放射線量の例)

